# 第 2 6 8 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長(以下「実施機関」という。)が行った、第 3に掲げる各決定(以下これらを「本件各処分」という。)に対する審査請求(以下これらを「本件各審査請求」という。)の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査会における判断および答申について

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づいて実施機関に対して行った、水道料金の分割に関する一連の行政文書の公開請求に対する非公開決定に係るものであり、また、いずれの審査請求においても、本件各処分の対象となる文書の存在を主張するものであり、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

## 第 3 本件各審査請求に至る経過

審査請求①	公開請求日	平成27年11月11日
	請求内容	用途10、口径13㎜、使用量 1㎡のと
		き、上下水道使用料請求書は、2559円で
		あると思うが、1280円であるときはどの
		ようなときかわかる文書
	決定日	平成27年11月25日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成27年12月 9日
審査請求②	公開請求日	平成27年11月26日
	請求内容	港営業所において上下水道使用料請求
		書を按分するときの根拠がわかる文書
	決定日	平成27年12月10日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成27年12月15日
審査請求③	公開請求日	平成27年11月26日
	請求内容	港営業所において按分している上下水
		道使用料請求は何件あるかわかる文書
	決定日	平成27年12月10日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成27年12月15日
審査請求④	公開請求日	平成27年11月26日
	請求内容	港営業所において、上下水道使用料の

		按分請求は、どこの部署の誰が決定する
		のかわかる文書
	決定日	平成27年12月10日
	決定内容	非公開決定
•	審査請求日	平成27年12月15日
<b>宏本注头</b> @		
審査請求⑤	公開請求日	平成27年12月15日
	請求内容	港営業所が、請求書を分割して請求する。
		るときは、何を根拠に請求書を送付して
	У <del>1</del> Д Д	いるかわかる文書
	決定日	平成28年 1月28日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月 8日
審査請求⑥	公開請求日	平成27年12月16日
	請求内容	緑営業所では、分割請求を一括請求に
		変更依頼していないにもかかわらず、一
		括請求にするときはどのようなときであ
		るかわかる文書
	決定日	平成28年 1月28日
,	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月 8日
審査請求⑦	公開請求日	平成27年12月16日
	請求内容	港営業所の職員A以外の職員に対して
		分割請求を一括請求に変更依頼するとき
		には、どのような手続になるかわかる文
		書
	決定日	平成28年 1月28日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月 8日
審査請求⑧	公開請求日	平成27年12月18日
	請求内容	瑞穂営業所天白サービスステーション
		で、分割請求依頼するときどのような方
		法で依頼するのかわかる文書
	決定日	平成28年 1月28日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月 8日
審査請求⑨	公開請求日	平成27年12月18日
	請求内容	港営業所の職員Aが存在しているな
		ら、職員Aに分割請求の変更依頼すると
		き、契約内容はどのような方法で確認す
		ることができるかわかる文書
	決定日	平成28年 1月28日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月 8日
審査請求⑩	公開請求日	平成28年 2月 5日
ш <u>т</u> ии л.	請求内容	港営業所の職員Aは、分割納入依頼に
	明小八十	電音未用や概具Aは、月前附入阪积に

		対して自身の判断で分割納入にした根拠
	決定日	平成28年 2月19日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月29日
審査請求⑪	公開請求日	平成28年 2月 8日
	請求内容	港営業所は分割納入書を一括納付書に
		戻して送付したが、誰の判断で戻した
		か、理由は何か、起案者はどのようにし
		て調査するかわかる文書
	決定日	平成28年 2月19日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 2月29日
審査請求⑫	公開請求日	平成28年 2月19日
	請求内容	港営業所職員Aに分納依頼する時どの
		ような手続きになるのかわかる文書の請
		求において、分納は営業所長が判断する
		旨の文書の公開を受けたにもかかわら
		ず、分割納入を職員Aの判断で手続きを
		行った根拠
	決定日	平成28年 3月 3日
	決定内容	非公開決定
	審査請求日	平成28年 3月 8日

#### 第 4 実施機関の主張

- 1 本件各処分に係る決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求に対する行政文書を公開しない理由として、対象となる行政文書を作成しておらず、不存在のためと主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。
  - (1) 本件各審査請求について

実施機関では、1件の水道料金及び下水道使用料(以下「上下水道料金」という。)を複数の人に分割して請求すること(以下「複数人あて分割請求」という。)を通常想定しておらず、上下水道料金を定めた名古屋市水道給水条例(昭和22年名古屋市条例第34号)及び名古屋市水道給水条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号)並びに名古屋市下水道条例(昭和22年名古屋市条例第35号)及び名古屋市下水道条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号)(以下これらを「給水条例等」という。)には、複数人あて分割請求についての定めは存在しない。

また、上下水道局営業所の営業事務について定めた営業事務手続にも、

複数人あて分割請求に関する定めは存在しない。

#### (2) 審査請求①について

当時の上下水道料金の通常の料金算定期間である 2箇月分の基本料金は、 用途10(一般住居で一戸扱いのものをいう)、口径13mm、使用量 1㎡の場合、2,559円である。

1,280円という上下水道料金は、審査請求人の要望を受け、基本料金である2,559円を二分割することにより発生した金額である。

#### (3) 審査請求②及び④から⑫までについて

審査請求人及び他 1人に対して行われた複数人あて分割請求(以下「本件取扱い」という。)は、当時の港営業所長の判断で行ったものである。

#### (4) 審査請求③について

港営業所において過去の事案を調査及び確認した限りでは、本件取扱い 以外に複数人あて分割請求を行った事例は見当たらなかった。

## (5) 審査請求⑥、⑦、⑨及び⑪について

上記(1) のとおり、複数人あて分割請求は通常想定された手続きではない以上、それに基づく行為についての定めも存在しない。

#### (6) 審査請求®について

審査請求人が主張するような、瑞穂営業所天白サービスステーションの 職員が、複数人あて分割請求の根拠はあり、複数人あて分割請求ができる という説明はしていない。

#### (7) 審査請求⑩及び⑪について

調査課担当者は、港営業所に文書で照会し、港営業所から文書不存在の回答を得ている。

## 第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨 本件各処分の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次

のとおりである。

(1) 本件審査請求①、②、④から⑦及び⑨から⑫までについて 港営業所職員が、本件取扱いをしたこと又はそれに基づく行為は事実で あるから、根拠となる行政文書は存在する。

#### (2) 本件審査請求③について

複数人あて分割請求の件数の記録を作成していなくても、複数人あて分割請求が何件あるかは把握しているから、対象となる行政文書は存在する。

## (3) 本件審査請求⑧について

瑞穂営業所天白サービスステーションの職員が、複数人あて分割請求の 根拠はあり、請求書の分割はできると言っているので、対象となる行政文 書は存在する。

#### (4) 本件審査請求⑩及び⑪について

本件審査請求⑩及び⑪に係る処分について、調査課担当者は、港営業所に聴取せず行った。

#### 第 6 審査会の判断

1 争点

本件各審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

- 2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。
  - (1) 水道法(昭和32年法律第 177号) (以下「法」という。)第14条第 1項 によると、水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の 供給条件について、供給規程を定めなければならないとしている。
  - (2) 本市における上下水道料金については、給水条例等に定めがあり、水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならないほか、給水料は、使用者から2箇月ごとに徴収する等、様々な定めが規定されているが、複数人あて分割請求に関する定めは存在しない。
  - (3) 各営業所の営業事務についての取扱いが定められている営業事務手続に は、給水契約の供給条件は、水道事業者が一方的に供給条件を定める契約 (附合契約) であることや、水道事業者は、事業計画に定める給水区域内

- の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないと記載されている。
- (4) また、営業事務手続には、使用者から申し出があり、特にやむを得ない と認められる場合は、所長の判断により同一の利用者の上下水道料金を分 割納入することができる旨の記載はあるが、上記(2) 同様、複数人あて分 割請求についての記載はない。
- (5) 上記(2) 及び(4) のとおり、複数人あて分割請求に関する定めはないが、 諸事情を勘案して、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業所長の 判断により、本件取扱いが行われた。
- (6) 本件取扱いは、営業所長の口頭の指示により、平成25年 4月から行われた。
- (7) その後、本件取扱いは、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業 所長の判断により、給水条例等に定められている本来の請求方法に変更さ れた。(以下「本件取扱いの変更」という。)
- (8) 本件取扱いの変更は、営業所長の口頭の指示により、平成27年12月から行われた。
- 3 本件各審査請求の対象となる行政文書について
  - (1) 審査請求①について
    - ア 審査請求人が審査請求①に係る公開請求を行った当時、本市の上下水 道料金の設定において、審査請求人が主張する、用途10、口径13mm、使 用量 1m<sup>3</sup>の場合で 1,280円となる設定はなかったが、本件取扱いのうち、 審査請求人あての金額が 1,280円であった事実は認められる。

しかし、本件取扱いは、諸事情を勘案して、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業所長が、経営判断に基づいてその裁量の範囲内で行ったものであり、1,280円という上下水道料金は、実施機関の主張のとおり、基本料金である2,559円を二分割することにより発生した金額であると認められることから、偶然発生した金額についての取扱いに関する行政文書を実施機関において作成する必要性は考えにくい。

イ 以上のことから、審査請求①の対象となる行政文書は存在しないとす

る実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

- (2) 審査請求②、④、⑤、⑧、⑩及び⑫について
  - ア 上記 2(2) 及び(4) のとおり、営業事務手続には、同一の契約者に対して、特にやむを得ないと認められる場合は営業所長の判断により上下水道料金を分割することができる分割納入の定めはあるが、複数人あて分割請求することができる定めは、給水条例等及び営業事務手続には存在しない。
  - イ また、本市における上下水道料金の給水契約は、上記 2(1) 及び(3) のとおり附合契約であり、自由な契約内容を選択できる一般的な売買契約等とは異なり、給水条例等に基づいて画一的な取扱いが求められる性質上、給水条例等に規定されていない複数人あて分割請求のような特別な事例に備えて、その取扱いに関する行政文書を実施機関において作成する必要性は考えにくい。
  - ウ 確かに、審査請求人の主張のとおり、本件取扱いがなされ、審査請求 人に対して水道料金を分割した請求書を送付している事実は認められる。 しかし、本件取扱いは諸事情を勘案して、上下水道料金の徴収に関す る権限を有する営業所長が、経営判断に基づいてその裁量の範囲内で行ったものである。

また、上記 2(6) のとおり、口頭の指示により行われ、本件取扱いに 関連する決裁文書等も存在しない。

- エ なお、審査請求人は審査請求⑩について、調査課の職員は港営業所に 聴取せずに不存在にした旨主張しているが、実施機関は平成28年 2月 8 日付で港営業所に文書で照会し、平成28年 2月12日付けで文書不存在の 回答を得ており、少なくとも公開請求日時点において対象となる行政文 書は存在しないことから、審査請求人の主張は認められない。
- オ 以上のことから、審査請求②、④、⑤、⑧、⑩及び⑫の対象となる行 政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他 にその存在を認めるに足りる事情も認められない。
- (3) 審査請求③について

- ア 上記 2(2) 及び(4) のとおり、複数人あて分割請求することができる 定めは、給水条例等及び営業事務手続には存在せず、また、実施機関の 主張のとおり、本件取扱い以外に複数人あて分割請求をした事例がない ことから、審査請求人が主張するような文書を実施機関において作成す ることは考えにくい。
- イ 以上のことから、審査請求③の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

#### (4) 審査請求⑥、⑦及び⑨について

- ア 上記 2(2) 及び(4) のとおり、複数人あて分割請求することができる 定めは、給水条例等及び営業事務手続には存在しないことから、審査請 求人が主張するような行政文書を実施機関において作成することは考え にくい。
- イ また、上記 2(5) から(8) までのとおり、本件取扱い及び本件取扱いの変更は、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業所長が、経営判断に基づいてその裁量の範囲内で行い、その指示も口頭により行われたものであり、本件取扱い及び本件取扱いの変更に関連する決裁文書等も存在しない。
- ウ 以上のことから、審査請求⑥、⑦及び⑨の対象となる行政文書は存在 しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を 認めるに足りる事情も認められない。

#### (5) 審査請求⑪について

- ア 上記 2(5) から(8) までのとおり、本件取扱い及び本件取扱いの変更は、上下水道料金の徴収に関する権限を有する営業所長が、経営判断に基づいてその裁量の範囲内で行い、その指示も口頭により行われたものであり、本件取扱い及び本件取扱いの変更に関連する決裁文書等も存在しない。
- イ また、実施機関の主張のとおり、上下水道局調査課は港営業所担当主 査に電話で審査請求の対象となる行政文書の有無について聴取した上で、 平成28年 2月 9日付で港営業所に文書で照会し、平成28年 2月12日付け

で文書不存在の回答を得ており、少なくとも公開請求日時点において対象となる行政文書は存在しないことが認められる。

- ウ 以上のことから、審査請求⑪の対象となる行政文書は存在しないとす る実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足 りる事情も認められない。
- 4 したがって、本件各審査請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。
- 5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

# 第 7 審査会の処理経過

## 1 調査審議までの経過

## (1) 審査請求①から④

年 月 日	内 容
平成28年 1月19日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月18日	実施機関の弁明意見書を受理
5月25日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合
	は意見陳述等申出書を提出するよう通知

## (2) 審査請求⑤から⑨

年 月 日	内 容
平成28年 2月29日	諮問書の受理
3月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述等申出書を提出するよう通知

## (3) 審査請求⑩及び⑪

年月日	内 容
平成28年 3月25日	諮問書の受理

4月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述等申出書を提出するよう通知

# (5) 審査請求⑫

年月日	内 容
平成28年 4月 4日	諮問書の受理
4月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明意見書を受理
11月10日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述等申出書を提出するよう通知

# 2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和元年 9月20日	調査審議
(第21回第 1小委員会)	
12月20日	調査審議
(第24回第 1小委員会)	
令和 2年 3月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久